

八潮監告示第9号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市
教育長から令和6年度定期監査（部監査）の結果に係る措
置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和6年12月13日

八潮市監査委員 村 川 大 志

八潮市監査委員 林 雄 一

八潮教総第 4 5 5 号
令和 6 年 1 2 月 1 3 日

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和 6 年度定期監査（部監査）の指摘事項について（通知）

令和 6 年 1 1 月 2 5 日付け八潮監第 3 9 号により提出された令和 6 年度定期監査（部監査）の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
（小中一貫教育指導課）

2 措置内容

別紙「令和 6 年度定期監査（部監査）措置事項報告書」のとおり

令和 6 年度定期監査（部監査）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
(1) 会計年度任用職員関係について ・時間外勤務手当について、集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 （小中一貫教育指導課）	(1) 会計年度任用職員関係について ①月額報酬の会計年度任用職員が 9/21（土）に土曜授業のため出勤しました。本来、9/16（月）～9/21（土）の期間で、1 日 7 時間×週 6 日＝合計 42 時間勤務として計算し、週 38.75 時間を超えた 3 時間（25/100）分を支給しなくてはなりませんでしたが、9/16（月）が祝日（敬老の日）だったため、時間額報酬と同様に、9/17（火）～9/21（土）、1 日 7 時間×週 5 日＝合計 35 時間勤務として計算してしまい、3 時間（25/100）分の支払いが漏れてしまいました。 ②時間額報酬の会計年度任用職員が 7/8（土）に出勤し、週 42 時間勤務（1 日 7 時間×週 6 日）となりました。①と同様に、週 38.75 時間を超えた 3 時間（25/100）分を支払うべきところ、未払いとなっていました。 両者には 10 月分（11/15 払）の支払い時に、遅延利息を含め、未払い分を支給しました。 指摘事項を課内全職員で共有するとともにチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。